



鳥労発基 0304 第 5 号
鳥労発安 0304 第 5 号
令和 8 年 3 月 4 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等
に関する法律第 8 章の規定等の施行等について（通達）

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 8 章において、治療と就業の両立支援に関する規定が新設されました。

また、令和 8 年 2 月 10 日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 13 号。以下、「改正省令」という。）が公布され、さらに、令和 8 年 2 月 10 日に治療と就業の両立支援指針（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号。以下「指針」という。）が告示され、改正法等はいずれも令和 8 年 4 月 1 日から施行又は適用することとされたところです。

今般、改正法による改正後の法第 8 章の規定及び関連規定、改正省令による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「則」という。）の規定並びに指針の取扱い等について、別添のとおり令和 8 年 2 月 24 日付け基発 0224 第 6 号、職発 0224 第 29 号をもって厚生労働省労働基準局長及び職業安定局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知の上、傘下会員等の関係事業者に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

参考 厚生労働省通達「令和 8 年 2 月 24 日付け基発 0224 第 6 号、職発 0224 第 29 号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 8 章の規定等の施行等について（通達）」は、以下の URL よりダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001664633.pdf>

